

## 感染症発生時における職員の派遣に関する覚書

### (趣旨)

第1条 この覚書は、三重県（以下「県」という。）並びに三重県老人保健施設協会（以下「老健協会」という。）及び三重県老人福祉施設協会（以下「老施協」という。）が相互協力し、三重県内の介護保険施設その他の施設において感染症が発生した場合に、当該施設（以下「感染症発生施設」という。）に職員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 県内施設 次に掲げる施設であって、三重県内に開設されたものをいう。
  - ア 介護保険法で規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設
  - イ 老人福祉法で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める介護保険施設等
- (3) 登録施設 次条第3項の規定により当該施設に勤務する職員が候補者名簿に登録された施設をいう。

### (候補者名簿)

- 第3条 老健協会及び老施協は、県内施設で感染症が発生した場合に備えて、当該施設に職員を派遣するため、派遣する職員の候補者を登録した名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成するものとする。
- 2 県内施設の開設者は、派遣する職員の候補者の氏名その他必要な事項を記載した申請書に必要書類を添えて、老健協会又は老施協に候補者名簿の登録を申請することができる。
  - 3 老健協会又は老施協は、前項の規定による登録の申請があった場合においてその内容が真正であると認められるときは、当該候補者を候補者名簿に登録する。

(感染症発生施設からの派遣依頼)

第4条 登録施設の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、感染症発生施設の開設者は、自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認めるときは、県に職員の派遣を依頼することができる。

(県からの派遣依頼)

第5条 県は、前条第2項の規定による派遣の依頼を受けたときは、老健協会及び老施協に対して職員の派遣を依頼するものとする。

(候補者の選定)

第6条 老健協会及び老施協は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、候補者名簿に登録された者の中から当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第7条 老健協会及び老施協は、前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の開設者と、当該候補者の派遣について協議するものとする。

(協議成立の通知)

第8条 老健協会及び老施協は、前条の規定により協議した登録施設の開設者が派遣を承諾したときは、協議が成立した旨その他必要な事項を県に通知するものとする。

(派遣の決定)

第9条 県は、前条の規定による通知を受けたときは、職員の派遣を決定し、派遣を承諾した開設者（以下「派遣元」という。）及び感染症発生施設の開設者（以下「派遣先」という。）に対し、派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。

(傷害補償)

第10条 県並びに老健協会及び老施協は、派遣元に対し、派遣する職員にかかる傷害保険への加入を要請するとともに、その補償内容について派遣元との調整を行うものとする。

なお、傷害保険の加入にかかる費用は県が負担するものとする。

(派遣協定の締結)

第11条 派遣元と派遣先は、派遣協定書（別記様式）の例により派遣協定を締結するものとする。

(職員の派遣)

第12条 派遣元は、前条に規定する派遣協定に従い、感染症発生施設に職員を派遣するものとする。

(健康観察等)

第13条 県は、派遣が終了した職員に対し、県が用意する施設等において、派遣先での勤務環境や業務内容等を踏まえ、必要に応じた健康観察及びPCR検査等を行うものとする。

なお、健康観察の期間及び検査時期等については、派遣元、老健協会及び老施協等との協議の上決定するものとする。

(周知)

第14条 県並びに老健協会及び老施協は、この覚書の内容について、県内施設の開設者に周知を図り、理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(事務)

第15条 この覚書に関する県の事務は、医療保健部長寿介護課で行う。

(定めのない事項等)

第16条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義を生じた事項については、県並びに老健協会及び老施協は、誠意を持って協議するものとする。

本書3通を作成し、県並びに老健協会及び老施協が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月28日

三重県  
三重県知事 鈴木 英敬

三重県老人保健施設協会  
会長 東 憲太郎

三重県老人福祉施設協会  
会長 近藤 辰比古